

一般社団法人 霞 会 館 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人霞会館と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に、従たる事務所を京都府京都市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、次の4箇条を基本理念とする。

- ・ 国家・社会への貢献
- ・ 伝統文化の伝承
- ・ 皇室の藩屏
- ・ 会員の品位保持と連帯

2 この法人は、政治、経済、社会、文化等各方面にわたって国際的な視野から調査研究し、日本固有の伝統的な精神文化を後世に伝え、もって健全な国民の育成及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等の調査研究及び参考資料の収集
- (2) 調査、研究成果の報告及び参考資料等の出版配布
- (3) 伝統文化の伝承に関する事業及び助成
- (4) 講演会、講習会、研究会等の開催
- (5) 社会、文化、福祉等公益に関する事業及び助成
- (6) 学術・技芸・慈善その他公益に資する事業
- (7) 資産の管理及び運用に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

以下は省略